

労働保険適用促進月間！！

～1人でも従業員のいる事業所は、労働保険に必ず加入しなければなりません～

労働者の取扱い

労働者とは、職業の種類を問わず、事業場に使用される者で賃金が支払われる者をいいます。

なお、短時間労働者(いわゆるパートタイマー)、アルバイト等の取扱いについては、労働保険はすべて「労働者」として対象となります。

雇用保険については、下記の要件をすべて満たしていれば被保険者となります。

- (1) 1週間の所定労働時間が20時間以上であること。
- (2) 31日以上雇用の見込みがあること。(試用期間も含まれます)

※その他、同居の親族や高校生、大学生等の昼間学生等については取扱いが変わります。

労働保険料の計算のしかた

労働保険は、保険年度の初めに概算で保険料を計算して納付(概算保険料)しておき、保険年度の最後に賃金総額が確定した時点で精算することになっています。

保険年度は、4月1日から翌年3月31日までの一年間を単位として計算し、前年度に申告・納付した概算保険料額が確定保険料額より多いときは、その年の概算保険料に充当されるか、還付されることになっています。なお、少ないときは、追加して納付することになります。

<計算方法>

$$\text{賃金総額} \times (\text{雇用保険料率} + \text{労災保険料率}) = \text{一般保険料}$$

<計算例>

業種：小売業 従業員：1人 年間賃金総額：2,400,000円
・雇用保険料率 14.5/1,000 ・労災保険料率 3/1,000
 $2,400,000 \text{円} \times 17.5/1,000 = 42,000 \text{円}$
(年間労働保険料)

※業種によって、雇用・労災の料率は変わります。

加入手続を怠っていた場合は

事業主が故意または重大な過失により労災保険に係る保険関係成立届を提出していない期間中に労働災害が生じ、労災給付を行った場合は、さかのぼって労働保険料が徴収されるほか、労災給付に要した費用の一部又は全部が徴収されます。

労働保険事務組合におまかせ下さい！



労働保険はいろいろな事務手続きがあり、事業主の負担となっている場合が少なくありません。そこで、事業主が行わなければならないこれらの事務処理を労働大臣より認可を受けている労働保険事務組合が各事業主に代わって手続き致します。

委託できる事務の範囲

- ①労働保険料の申告及び納付に関する事務
- ②保険関係成立届、雇用保険の事務所設置届の提出等に関する事務
- ③労災保険の特別加入の申請等に関する事務
- ④雇用保険の被保険者に関する届出等の事務
- ⑤その他労働保険の適用徴収にかかる申請、届出、報告等に関する事務

※尚、労災保険及び雇用保険の保険給付に関する請求などの事務は、労働保険事務組合が行うことの出来る事務から除かれています。

委託のメリット

★一括して事務処理をするので各事業主の事務処理が軽減されます。

★労災保険に加入することができない

代表者及び家族従事者も労災保険に特別加入できます。

★年1回払いが原則である保険料を金額に関係なく

「年3回」に分けて納付することができます。

本事務組合は、労働保険事務組合の業務を運営するため委託事業所より、下記のような手数料をいただいております。

<令和8年度改定予定>

事業所の規模	年間手数料	事業所の規模	年間手数料
従業員5名以下	22,000	16～20名	38,500
6～10名	27,500	21～25名	44,000
11～15名	33,000	26～30名	49,500

※従業員31名以上は、1人増すごとに年間手数料1,100円増します。

(一社) 北那覇青色申告会
労働保険事務組合

住所 那覇市真嘉比2-5-3
電話 886-4010(代)
FAX 943-0324